

# ○就労移行支援サービス費

基本部分		注	注								
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合 又は 職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算				
イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1128単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×95/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(959単位)								
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(820単位)								
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(690単位)								
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(557単位)								
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(507単位)								
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(466単位)								
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1035単位)								
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(863単位)								
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(725単位)								
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(631単位)								
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(506単位)								
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(448単位)								
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(414単位)								
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1003単位)								
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(838単位)								
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(693単位)								
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(596単位)								
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(497単位)								
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(428単位)								
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(395単位)								
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(948単位)								
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(797単位)								
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(646単位)								
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(544単位)								
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(476単位)								
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(400単位)								
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(369単位)								
(5) 定員81人以上	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(915単位)									
	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(760単位)									
	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(607単位)									
	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(498単位)									
	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(460単位)									
	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(374単位)									
	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(346単位)									
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。											
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)									
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)									
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)									
就労支援関係研修加算		(1日につき6単位を加算)									
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)									
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)									
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)									
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)									
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき94単位を加算)									
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)								注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)								注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)								注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1) 利用者が1人	(1日につき800単位を加算)								注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合
		(2) 利用者が2人	(1日につき500単位を加算)								
		(3) 利用者が3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)								
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)										
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)										
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	(1日につき180単位を加算)									
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき115単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)									
食事提供体制加算		(1日につき30単位を加算)									
移行準備支援体制加算		(1日につき41単位を加算)									
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)								注 同一敷地内の場合 ×70/100	
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)									
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)								注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位	
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)									
通勤訓練加算		(1日につき800単位を加算)									
在宅時生活支援サービス加算		(1日につき300単位を加算)									
社会生活支援特別加算		(1日につき480単位を加算)									

支援計画会議実施加算  
(1回につき583単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×64/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×47/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×26/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可  
 注3 ニ、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能  
 注4 指定障害者支援施設において行った場合  
 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×67/1,000)  
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×49/1,000)  
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×27/1,000)  
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十ハの90/100)  
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十ハの80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 十所定単位×9/1,000)
-----------------	-----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可  
 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×17/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×15/1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 十所定単位×18/1,000)